

京都市教育長訓令甲第7号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教職員の特例退職等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市教育長 稲田 新吾

第4条中「訓令」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの訓令」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(管理監督職を占める教職員の特例退職に係る退職手当の基本額に関する特例)

- 2 規則附則第9項に規定する別に定める者は、京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例別表第1又は第2の適用を受けるものであって、その職務の級が4級であるものとする。この場合において、その者が京都市職員の定年等に関する条例第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日(同条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項において同じ。)(同条各項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した場合にあっては、当該異動期間の末日の前日)に退職した場合における第1条の規定の適用については、当分の間、同条中「年齢」とあるのは「定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」と、「別表」とあるのは「附則別表」とする。

附則に次の1表を加える。

附則別表

定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数	割合
1年	0.024
2年	0.048
3年	0.072
4年	0.096

5年	0. 1 2
----	--------

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市教職員の特例退職等に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に退職する教職員について適用し、同日前に退職した教職員については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)